

第二十三条の五（第一項）

一級  
二級 建築士事務所登録変更届  
木造

次のとおり建築士事務所登録事項に変更がありましたので建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

届出人 登録番号 鳥取県知事登録第 ー 号

登録年月日

開設者(代表者)所在地

氏 名 ⑩

鳥取県指定事務所登録機関  
(一社)鳥取県建築士事務所協会会長 様

記

		変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の <sup>ふりがな</sup> 名称				
事務所の所在地		〒	〒	
TEL		( ) -	( ) -	
FAX		( ) -	( ) -	
開設者(代表者)の <sup>ふりがな</sup> 氏名				
法人の 役員	名 称			
	<sup>ふりがな</sup> 役員の氏名			
	名 称			
	<sup>ふりがな</sup> 役員の氏名			
管 理 建築士	<sup>ふりがな</sup> 氏 名			
	<sup>一級 二級 木造</sup> 建築士の別			
	免 許 登 録 都 道 府 県 名			
	免 許 登 録 番 号			

## 記入注意

変更届・・・登録事項に変更のあった場合は、開設者は2週間以内に知事に届け出るようになっていきます。(建築士法第23条の5)

- ① 日付は、届出年月日を記入してください。
- ② 届出人は、登録における登録申請者名（法人にあってはその代表者の氏名）を記入してください。
- ③ 届出人に変更があった場合は、現在の登録事項ではなく、変更後のものを記入してください。
- ④ 届出人氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ⑤ 変更があった登録事項のみ記入してください。また、名称と氏名は必ずふりがなを記入してください。
- ⑥ 法人における役員の変更は、変更前後について全ての役員を記入してください。なお、人数が多く欄中に記入できない場合は、別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 管理建築士が一級建築士の場合は、免許登録都道府県の欄を空欄にしてください。